

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-1-3
原子力安全・防災対策の充実・強化

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 原子力安全対策課長 勝部 恵治 電話番号 0852-22-5931

事務事業の名称	原子力防災対策事業		
目的	(1) 対象	原子力防災訓練に参加した防災業務関係者	
	(2) 意図	知識・技術の向上や原子力防災体制を充実強化する。	
事業概要	島根県では災害対策基本法（以下「災対法」）、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）などの法令に基づき、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を定めている。これらの計画において、島根原子力発電所の異常時や災害発生時などにおける防災関係者の連携や対応方法を定め、万が一の原子力災害の発生にも対処できるよう体制を整備しており、必要に応じて計画の修正を行っている。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	%
		取組目標値						
	式・定義 目的・目標「達成」の回答数/アンケート回答者数×100%	実績値	93.4	97.6				
		達成率	98.4	102.8	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	1,533,654	2,345,772
うち一般財源 (千円)	5,561	11,789

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

国の原子力災害対策指針等を踏まえ、県では地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を策定・修正し、立地・周辺自治体が共同で防災訓練を実施するなどして、緊急時における防災体制の充実を図っている。
 国の予算を活用し、原子力防災資機材を整備するとともに、災害対策拠点施設や避難行動要支援者が一時的に屋内退避する施設について、放射線防護対策工事を行っている。
 さらに、国と立地・周辺自治体等で構成する島根地域原子力防災協議会作業部会を中心に、避難計画など「緊急時対応」の実効性を高めるための取り組みを実施している。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

原子力防災体制の充実を図るため、平成27年度に実施した「避難方法等の実態把握調査」（平成28年3月）を基に避難対策の実効性向上のための検討を行うとともに、設備整備等を実施した。
 避難手段の確保については、中国5県のバス協会、タクシー協会とバスや福祉車両による避難住民輸送の協力を求める際の必要事項を定めた協定を締結した。
 社会福祉施設や病院の放射線防護対策工事を行ったほか、在宅の即時避難が困難な避難行動要支援者のための屋内退避施設を整備することとした。
 （住民が避難を行う際に実施する）避難退域時検査については、実施体制や手順などを取りまとめた「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を策定した。
 原子力防災活動に係る資機材の整備等を行うとともに、避難等の防護措置の実施判断のための緊急時モニタリングに活用するモニタリングポスト161基の設置を完了した。
 防災訓練を実施し、訓練結果からの反省点の抽出、改善の措置の実施など、継続的な防災体制の充実を図っている。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

更なる防災対策の実効性向上が求められており、以下の項目に取り組む必要がある。

- 福祉車両を確保する仕組みづくり
- 県外を含む広域避難先との連携強化（受け入れ体制の整備）
- 避難退域時検査実施体制の調整（資機材の整備、研修と人材育成）
- 緊急時モニタリング体制の整備（試料の測定、ダストモニタの増設と核種特定機能の追加等）
- 物資（食料等）の調達・供給方法、資機材の計画的整備及び不足した場合の他地域からの調達

②困っている状況が発生している「原因」

全国で唯一県庁所在地に原発が立地し、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）の人口が多い島根県においては、多くの避難先や避難手段の確保が必要となるなど、防災対策の実効性向上にあたっては、国や関係自治体、避難先自治体のほか民間事業者など多方面の関係者との調整が必要。

③原因を解消するための「課題」

国が前面に立ち、県と連携しながら関係者と調整を進めるとともに、県に対して原子力防災資機材の整備、物資の調達などに要する財政的支援を行うことが必要。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

国、関係自治体、実動組織等関係機関で構成する島根地域原子力防災協議会作業部会において、諸課題について検討を進め、必要に応じて地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画の修正を行っていく。
 県境を越える広域避難の受け入れ体制整備や避難手段（特に福祉車両）の確保に係る調整、避難所等で必要となる物資の調達・供給の仕組みづくり、緊急時モニタリングや避難退域時検査が必要となる資機材整備など国の支援が必要な事項については、国に対して要請等を行う。
 また、原子力防災訓練等の機会を活用し、防災業務関係者の資質向上などに取り組む。